

見沼区区民会議設置要綱

(設置)

第1条 見沼区役所は、多様化する区民ニーズに対応するため、広く区民の意見を区政に反映していくことを目的に、見沼区区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 区民会議において協議する内容は、区が主体的に取り組むべき事業、地域課題等とする。

2 区民会議は、協議内容やその経過を、報告書等により区長に提出するものとする。

(組織)

第3条 区民会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 各種団体又は見沼区市民活動ネットワークから推薦された者
- (2) 公募により応募した者
- (3) 大学及び事業者から推薦された者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた者

2 区長は、行政の立場で助言する必要がある場合には、区役所職員を区民会議に参加させるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、2回に限り再任できる。

(役員)

第5条 区民会議に会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、区民会議を招集し、その議長となる。

(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、報酬は支給しない。ただし、第6条の会議又は第7条で定める専門部会に出席したときは、予算の範囲内で交通費程度を支給する。

(関係者の出席)

第9条 区民会議は、協議するため必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 区民会議は、原則としてこれを公開する。

(事務局)

第11条 区民会議の事務局は、見沼区役所区民生活部コミュニティ課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が区民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。